

山梨県公報

| | | | |
|---------|--------|--------|-----|
| 第一千六百七号 | 平成二十八年 | 五月二十六日 | 木曜日 |
|---------|--------|--------|-----|

山梨県告示第百八十四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峠北支所を除く)において、この告示の日から平成二十八年六月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤

斎

| | |
|---------|----------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 甲府南アルプス線 |
| 三 道路の区域 | |

| 区 | 間 | | 旧新 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---|-----|------|----------|-----------------|--------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 甲斐市西八幡字下川除附四三九四番の一地 先から 甲斐市西八幡字下川除附四四五番の三地 今まで | 五・九 | 一七・五 | 一三三一・六 | | |
| | 六・五 | 一七・九 | 一一一・六 | | |

目次

- 告示
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 四五三
- 道路の区域変更 四五三
- 公 告
- 落札者の決定について 四五三
- 一般競争入札について 四五四
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録 四五六
- 土地改良区役員の退任及び就任 四五六
- 建設業の廃止に基づく許可の取消し(八件) 四五七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について 四五九
- 一般競争入札について(三件) 四五九
- 技能検定員等審査の実施 四六四

告示

山梨県告示第百八十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十八年山梨県告示第六十三号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一項の規定により、その指定を解除する。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤

斎

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤

斎

- 告示
- 一 指定を解除する区域 上野原市上野原字大塚九百四十四番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかつ特定有害物質の種類ふつ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

| | |
|--|---|
| (二)(一) 名称 山梨県総務部情報政策課 | (二) 地方自治法施行令第百六十七條の四第一項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者 |
| (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 | (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの |
| (二)(一) 落札者の氏名又は名称及び住所 株式会社 YSK e com | (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者 |
| (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番一号 | (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいる者 |
| 五 落札金額 七千七百三十七万一千二百円 | (六) 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十八年山梨県告示第百二十五号)の一に定める競争入札に参加することができる者 |
| 六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札 | (七) 入札参加資格確認申請書を提出した日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。 |
| 七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第七条第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年二月十八日 | (八) 会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 |
| 八 平成二十八年五月二十六日 | (九) システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを行える者 |
| 一 一般競争入札に付する事項 | (十) クラウドサービスを提供可能で提供実績がある者 |
| 1 調達をする役務等の名称及び数量 | (十一) 過去十年間(平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十日まで)に、都道府県における総合防災情報システム(災害時において県や市町村、防災関係機関等が災害関連情報を集約・共有し、GIS機能等を有して災害対策本部の意思決定を支援するためのシステム)に係る構築及び運用保守の実績を有する者 |
| (二)(一) 名称 山梨県総合防災情報システム構築業務委託 | (十二) ISO九〇〇一(品質マネジメントシステム)の認証を取得していること。 |
| (二) 数量 一式 | 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISM(情報セキュリティ管理システム)についてISO二七〇〇一(情報セキュリティマネジメントシステム)に基づく認証を取得している者であること。 |
| 2 調達をする役務等の仕様等 | JVの場合 |
| 3 補助金の額 | 次に掲げる要件の全てを満たすこと。 |
| 4 履行場所 知事が指定する場所 | (一) JVの構成員の資格要件 |
| 二 事務を担当する所属 山梨県防災局防災危機管理課 | (1) 構成員の全てが1の(一)から(八)までの要件を満たすこと。 |
| 三 一般競争入札の参加資格 | |
| 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体(以下「JV」という。)による場合にあつては2に示すとおりとする。 | |
| 1 単体企業の場合 | |
| 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。 | |
| (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百六十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者 | |

| | |
|-------------------------------|---|
| (1) (一) JVの構成員の資格要件 | (二) 地方自治法施行令第百六十七條の四第一項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者 |
| 構成員の全てが1の(一)から(八)までの要件を満たすこと。 | (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの |
| | (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者 |
| | (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいる者 |
| | (六) 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十八年山梨県告示第百二十五号)の一に定める競争入札に参加することができる者 |
| | (七) 入札参加資格確認申請書を提出した日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。 |
| | (八) 会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 |
| | (九) システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを行える者 |
| | (十) クラウドサービスを提供可能で提供実績がある者 |
| | (十一) 過去十年間(平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十日まで)に、都道府県における総合防災情報システム(災害時において県や市町村、防災関係機関等が災害関連情報を集約・共有し、GIS機能等を有して災害対策本部の意思決定を支援するためのシステム)に係る構築及び運用保守の実績を有する者 |
| | (十二) ISO九〇〇一(品質マネジメントシステム)の認証を取得していること。 |
| | 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISM(情報セキュリティ管理システム)についてISO二七〇〇一(情報セキュリティマネジメントシステム)に基づく認証を取得している者であること。 |
| 2 JVの場合 | |
| 次に掲げる要件の全てを満たすこと。 | |

Address: 1-6-1 Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8501, Japan
TEL 055-223-1432

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十一法律第三十号)附則第六条の規定により、
次の者を登録研修機関として登録したので、同法附則第十七条の規定により公示する。
平成二十八年五月一十六日

山梨県知事 後藤 蔡

| 氏名又は名称 | 住所 | 事業所(研修機関) | | 登録年月日 |
|----------|--------------------------|-----------|--------------------------|--------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| ほけんし株式会社 | 東京都中央区八丁堀四丁目十一番七号アライビル四階 | ほけんし株式会社 | 東京都中央区八丁堀四丁目十一番七号アライビル四階 | 平成二十八年四月二十七日 |
| | | | | |

- 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定により、新府
土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成二十八年五月一十六日

山梨県知事 後藤 蔡

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
|-----|-------|------------------|--------------|
| 理事 | 保阪 正昭 | 地 菊崎市中田町中條四三三三番地 | 平成二十八年四月一十九日 |
| 同 | 守屋 五朗 | 同 穴山町一七九四番地 | |
| 同 | 山本 建澄 | 地 同 中田町中條四一六五番地 | |

二 就任

| | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|------|-------|-------|-------|-----------------|
| 役職名 | 理事 | 監事 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 坂本 源 | 新藤 栄一 | 神谷 昇次 | 井上 弘 | 保坂 進 | 高添 久 | 三井 富雄 | 守屋 善彦 | 広瀬 勝典 | 坂本 源 |
| 地 同 中田町中條二〇六六番地 | 地 同 中田町中條四三三三番地 | 地 同 中田町中條八二二番地 | 地 同 中田町中條一三四六番 | 地 同 中田町中條二六五七番 | 同 | 同 | 同 | 同 | 地 同 中田町中條二〇六六番地 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

第一百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

斎

一 処分をした年月日 平成二十八年四月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社川口工務店

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町波木井千九百七十八番地

3 代表者の氏名 川口勝

三 許可番号 山梨県知事許可(般一二三)第一七四四号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十八年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

| | | | | |
|------------|-------|------------|-------------|---|
| 同 | 守屋 善彦 | 同 | 中田町中條七五一一番地 | 同 |
| 同 | 三井 富雄 | 同 | 穴山町二七四四番地 | 同 |
| 同 | 高添 久 | 同 | 中田町三〇九八番地一 | 同 |
| 同 | 保坂 進 | 同 | 中田町中條八二三二番地 | 同 |
| 監事 井上 弘 | 地 同 | 中田町中條一三四六番 | 同 | |
| 同 | 神谷 昇次 | 地 同 | 中田町中條四七二七番 | 同 |

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 処分をした年月日 平成二十八年四月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 望月建築

2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条七百二十九番地九

3 代表者の氏名 望月昭三

三 許可番号 山梨県知事許可(般一二三)第一五八九号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十八年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

| | | |
|---|--|-------------|
| | | 山梨県知事 後 藤 斎 |
| 一 | 処分をした年月日 平成二十八年四月十七日 | |
| 二 | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | |
| 1 | 商号又は名称 近藤電気 | |
| 2 | 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原四百九十八番地 | |
| 3 | 代表者の氏名 近藤永茂 | |
| 三 | 許可番号 山梨県知事許可（般 一二四）第七一九四号 | |
| 四 | 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し | |
| 五 | 処分の原因となつた事実 平成二十八年三月二十二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。 | |
| ● | 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し | |
| | 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 | |
| | 平成二十八年五月二十六日 | |
| | 山梨県知事 後 藤 斎 | |
| 一 | 処分をした年月日 平成二十八年四月十七日 | |
| 二 | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | |
| 1 | 商号又は名称 松野電工 | |
| 2 | 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原四百九十五番地十六 | |
| 3 | 代表者の氏名 松野衛 | |
| 三 | 許可番号 山梨県知事許可（般 一二三）第九〇四二号 | |
| 四 | 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し | |
| 五 | 処分の原因となつた事実 平成二十八年三月二十二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。 | |
| ● | 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し | |
| | 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 | |
| | 平成二十八年五月二十六日 | |
| | 山梨県知事 後 藤 斎 | |

| | | |
|---|--|-------------|
| | | 山梨県知事 後 藤 斎 |
| 一 | 処分をした年月日 平成二十八年四月十七日 | |
| 二 | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | |
| 1 | 商号又は名称 渡泰建工 | |
| 2 | 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立二千七百一十九番地 | |
| 3 | 代表者の氏名 渡邊泰生 | |
| 三 | 許可番号 山梨県知事許可（般 一五五）第九一四一号 | |
| 四 | 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し | |
| 五 | 処分の原因となつた事実 平成二十八年三月二十二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。 | |
| ● | 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し | |
| | 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 | |
| | 平成二十八年五月二十六日 | |
| | 山梨県知事 後 藤 斎 | |
| 一 | 処分をした年月日 平成二十八年四月二十五日 | |
| 二 | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | |
| 1 | 商号又は名称 進栄技建 | |
| 2 | 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村一万一千一十九番地 | |
| 3 | 代表者の氏名 水越正明 | |
| 三 | 許可番号 山梨県知事許可（般 一二四）第九六六八号 | |
| 四 | 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工 | |

事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
处分の原因となつた事実 平成二十八年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止
した旨の届出があつた。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 眞

一 開発区域（丁目）に含まれる地域の名称

笛吹市一宮町北野呂字上川久保五五の一四の一部、五五の一六、五五の二〇
及び五五の一二並びに甲州市勝沼町下岩崎字下川久保一五七三の一九、一五七九の
二及び一五七九の三並びに等々力字中瀬六〇一の一七、六〇一の一五の一部及び水の
区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
|---------|---------|
| 道路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峠東建設事務所、笛吹市役所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲州市塩山下於曾二百七十六番地 株式会社塩山製作所 代表取締役 松坂 浩志

● 一般競争入札について
次とおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ
ケシユで作成された政府調達に関する協定、一千十二年三月三十日ジユネーブで作成さ
れた政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束
の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十八年五月二十六日

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 ひざ形汎用フライス盤立形(エツキMS V (付属品については、一部

(二) 相当品可)
(二) 数量 十二式

調達をする物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等である」と。

3 納入期限 平成二十九年三月三十一日

納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名
停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、參加
資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号
のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項の規定により競争入札に参加させな
いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない
もの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつ
てその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項第
三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
い者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を
営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は
民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）に基づく再生手続開始の申立てをし
ている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者
を除く。）でない」と。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができる
ることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供
できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「機械・鋼材」
に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

| | | |
|-----|---|---|
| 1 | 申請の時期 | IJの公知の日から平成二十八年六月六日（月）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」といふ。）を除く。） |
| 2 | 受付時間 | 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで |
| 3 | 申請書の提出方法 | 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参する。 |
| | | 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課 |
| 4 | 入札手続等 | |
| 5 | 契約条項を示す場所等 | IJの公知の日から平成二十八年六月六日（月）まで（県の休日を除く。）因の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。 |
| 6 | 入札説明書の交付方法 | |
| (一) | この公告の日から平成二十八年六月三日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、因の3に掲げる場所において直接交付する。 | |
| (二) | (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十八年六月一日（水）午後五時までに因の3に掲げる問い合わせ先に電話連絡する。 | |
| 3 | 一般競争入札の参加資格の確認 | 入札説明書で定めるところによつて、一般競争入札の参加資格の確認を受ける。 |
| 4 | 入札及び開札の日時及び場所 | |
| 5 | 日時 | 平成二十八年七月六日（水）午前十時 |
| 6 | 場所 | 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局別館一階出納局入札室 |
| 7 | 入札の無効 | 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。 IJの公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。 (三)(二)(一) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第一百八条の一の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。 |
| 8 | 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文書の誤脱により必要事項を確認し難いとき。 | |
| 9 | 落札者の決定方法 | 規則第一百一十七条第一項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。 |
| 10 | その他 | |

| | |
|-----|--|
| 1 | 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 |
| (一) | 言語 日本語 |
| (二) | 通貨 日本国通貨 |
| 2 | 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の一の規定に該当する者は、IJれを免除する。 |
| 3 | 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の一の規定に該当する者は、IJれを免除する。 |
| 4 | 違約金の有無 有 |
| 5 | 前払金の有無 無 |
| 6 | その他 |
| (一) | IJの公知にかかる契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は处分に関する条例」（昭和三十九年山梨県条例第十二号）に基づき山梨県議会において議決を付す必要的ある契約であるので、議決があるまでの中は仮契約とし、議決の同意を得たときに契約が成立するものとする。 |
| (二) | 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のいかにも満たされなくなつた場合は契約を締結しない。また、IJの場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。 |
| (三) | 詳細は、入札説明書IJも。 |
| (四) | 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇55-1111-1111） Summary |
| 1 | Nature and quantity of the products to be procured |
| 2 | Milling machines for Yamanashi Prefectural High Schools(12units) |
| 3 | Date and time for tender 10:00AM July 6, 2016 |
| 4 | Bureau in charge Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395 |
| 5 | 一般競争入札における 次のことより一般競争入札を行ふ。なお、IJの公知は、十九百九十四年四月十五日以降 ケシコで作成された政府調達に関する協定、一千九百九十三年十月二十九日ノーブル作成さ |

れた政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(二)(一) 名称 情報処理実習装置

2 数量 四式

3 納入期限 平成二十八年八月三十一日

4 納入場所 知事が指定する場所

5 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加

資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項の規定により競争入札に参加させないことをされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行つたの属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確實に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年六月七日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

入札手続等

1 入札説明書を示す場所等 この公告の日から平成二十八年六月六日（月）まで（県の休日を除く。）四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十八年六月六日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十八年六月一日（木）午後五時までに六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年七月六日（水）午後一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百八条の一の規定の適用のある場合を除き、入札保證金が納付されていないと

- (四) 入札書の金額、出来、出力又は重複な文書の誤脱によって必要な事項を確認し難いこと。
 (五) (一)かの回拂て掲げたものと、(二)の公知及び入札説明書に掲げた入札条件に違反したこと。

6 落札者の決定方法 規則第百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手続における使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本国語
 - (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の一の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の一の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 その他
 - (一) 落札者が契約締結後の間に、(二)に掲げた参加資格の一つでも喪失しなかつた場合は契約を締結しない。また、(二)の場合は、(三)は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 詳細は、(二)の規定による。

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Information Processing Training Equipment and Software(4units)
- 2 Date and time for tender
2:00PM July 6, 2016
- 3 Bureau in charge
Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1
TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行ふ。なお、(一)の公知は、十九百九十四年四月十五日マイケシコで作成された政府調達に関する協定、二千一年四月二十日「コネーブ」で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十八年五月一十六日

山梨県知事 後藤 真

- | | |
|--|---|
| 1 一般競争入札に付する事項 | 1 調達をする物品等の名称及び数量 |
| (一) 名称 総合実践実習装置・情報処理実習装置 | (二) 数量 |
| 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等による。(一) | 3 納入期限 平成二十八年八月三十一日 |
| 3 納入場所 知事が指定する場所 | 4 情報処理実習装置 一式 |
| 4 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課 | 5 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者はである。(一)、(二)の公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている者が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。 |
| 5 次のいずれにも該当しない者である。(一) 地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号) 第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者 | 6 次のいずれにも該当しない者である。(一) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七十七号) 第一条第六節に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といへば)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第一項第一項に該当する者を除く。) (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定により競争入札に参加せないといつてされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過してしないもの (三) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七十七号) 第一条第六節に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といへば)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第一項第一項に該当する者を除く。) (四) 営業上隸属、許可認可等が必要とされる場合における取扱いを行なう者 (五) 資格審査の申請を行ひ且つ該当する者 |

| | |
|---------------------------|---|
| 2 | 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていける者（「これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。」）でない」と。 |
| 3 | 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確實に納入することができるることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者である」と。 |
| 4 | 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できる」とを、別に知事が定めるところにより明らかにした者である」と。 |
| 5 | 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）の「いか」、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者である」と。 |
| 四 | 一般競争入札の参加資格の審査 |
| 1 | 申請の時期 公告の日から平成二十八年六月七日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。） |
| 2 | 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで |
| 3 | 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参する」と。 |
| 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課 | |
| 五 | 入札手続等 |
| 1 | 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十八年六月六日（火）まで（県の休日を除く。）四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。 |
| 2 | 入札説明書の交付方法 |
| (一) | この公告の日から平成二十八年六月六日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。 |
| (二) | (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十八年六月一日（木）午後の五時までに六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡する」と。 |
| 3 | 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。 |
| 4 | 入札及び開札の日時及び場所 |
| (一) | 日時 平成二十八年七月七日（木）午後一時 |
| (二) | 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県別館一階出納局入札室 |
| 5 | 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。 （一）一般競争入札に参加する資格のない者が入札したと/or。 |

| | |
|--|---|
| (四) | 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い」と。 |
| (五) | （一）から（四）までに掲げるものはか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したものと/or。 |
| 6 | 落札者の決定方法 規則第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。 |
| 六 | その他 |
| 1 | 契約の手続において使用する言語及び通貨 |
| (二)(一) | 通貨 日本国通貨 言語 日本語 |
| 2 | 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第二百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 |
| 3 | 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第五十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 |
| 4 | 違約金の有無 有 |
| 5 | 前払金の有無 有 |
| 6 | その他 |
| (一) | 落札者が契約締結までの間に、IIIに掲げた参加資格の「いか」一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。 |
| (二) | 詳細は、入札説明書による。 |
| (三) | 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇590-1111-1395） Summary |
| 1 | Nature and quantity of the products to be procured |
| Integrated Practical Training Equipment and Software(2units) | |
| Information Processing Training Equipment and Software(2units) | |

2 Date and time for tender
200PM July 7, 2016

3 Bureau in charge

Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1
Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

公示文書

山梨県公安委員会告示第五十九号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他道路交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行するに至ったので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

別表第一中

| | 中部横断自動車道（増穂インター・ジャンジ） | 自動車 | 終日 | 高速 | 平成二五年二月一八日告示第三十一号 |
|-----|---|-----|----|----|-------------------|
| 一一三 | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六五五番地先（下り線との分離部）から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先（下り線との合流部）まで（本線上り線才フランプウェイ）（四〇メートル） | | | | |
| 一一四 | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先（上り線との分離部）から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先（上り線との合流部）まで（本線より線才フランプウェイ）（四〇メートル） | | | | |
| 一一四 | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先（上り線との合流部）まで（本線より線才フランプウェイ）（四〇メートル） | | | | |
| | | | | | |

を

| |
|--|
| 柳町六五五番地先（上り線との合流部）まで（本線下り線才フランプウェイ）（一三〇メートル） |
| |
| |
| |
| |

| | 中部横断自動車道（増穂インター・ジャンジ） | 自動車 | 終日 | 高速 | 平成二八年五月一六日告示第五九号 |
|-----|---|-----|----|----|------------------|
| 一一三 | 山梨県南巨摩郡富士川町大門五八九番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町大門二番地三先まで（本線から国道五二号方向へ、本線上り線流出ランプウェイ）（五六〇メートル） | | | | |
| 一一四 | 山梨県南巨摩郡富士川町大門一、八六六番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町大門五八九番地一先まで（下り線流入ランプウェイと上り線流出ランプウェイの分岐部から本線方向へ、本線下り線流入ランプウェイ）（五九〇メートル） | | | | |
| 一一四 | 山梨県南巨摩郡富士川町大門五八九番地一先まで（下り線流入ランプウェイの分岐部から本線方向へ、本線下り線流入ランプウェイ）（五九〇メートル） | | | | |
| | | | | | |

に改める。
別表第一の一八一の項の次に次のように加える。

| | 山梨県南巨摩郡富士川町大門五八九番地一先（上り線との合流部）まで（本線下り線才フランプウェイ）（一三〇メートル） | 自動車 | 終日 | 高速 | 平成二八年五月一六日告示第三十一号 |
|-----|--|-----|----|----|-------------------|
| 一八三 | 山梨県南巨摩郡富士川町大門五八九番地一先（上り線との合流部）まで（本線下り線才フランプウェイ）（一三〇メートル） | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|---|--------|--|--|--|
| に | 八 | 八 | 一八四 | |
| | 削除 | 中央自動車道富士吉田線(谷村パーキングエリア) | 山梨県南巨摩郡富士川町大根五八九番地(一先(中部横断自動車道下り線と増穂インターチェンジCランプウェイとの合流部)) | 門二、八六六番地三先(増穂インター、エンジBランプウェイとDランプウェイとの合流部) |
| | | 都留市川棚一八〇番地の三先から都留市川棚五五九番地の二先まで(パークィングエリア内) | 増穂インターチェンジ方面から南アルブスインター(チエンジ方面へ) | 国道五二号方面へ |
| | | ルメート | 自動車 | |
| | | 車自動 | 終日 | |
| | | 二〇 | 高速 | |
| | 高速 | 都留 | 平成二八年五月二六日告示第五九号 | 告示第五九号 |
| | 号告示第五九 | 平成二八年五月二六日 | 平成五年三月一八日告示第一二号 | |

| | | | | | |
|---|---|------------|------------------|---|--|
| に | 七四 | 四六 | 四五 | 四六 | 四五 |
| | 中央自動車道西宮線上り(迦堂パーキングエリア内) | 削除 | 削除 | 中央自動車道西宮線初狩パーキングエリア | 中央自動車道西宮線初狩パーキングエリア |
| | 東山梨郡勝沼町大字藤井字积水(勝沼町大字藤井の二先まで及び東山梨郡木平四五四番地)の二先まで(下り線) | | | 大月市初狩町大字下五番地の二先から同市初狩町大字下初狩字屋津一、二七七番地先まで(下り線) | 大月市初狩町大字下七番地の二先から同市初狩町大字下初狩字西法下一、三六五番地の二先まで(上り線) |
| | パークィングエリア内 | | | | |
| | ルメート | | | 二五〇メートル | 二三〇メートル |
| | 車自動 | | | 車自動 | 自動 |
| | 一〇 | | | 四〇 | 四〇 |
| | 高速 | | 高速 | 大月 | 大月 |
| | 号告示第五九 | 平成二八年五月二六日 | 平成二八年五月二六日告示第五九号 | 昭和五二年一二月一五日告示第四三号 | 昭和五二年一二月一五日告示第四三号 |
| | 号告示第五九 | 平成二八年五月二六日 | 平成二八年五月二六日告示第五九号 | | |

| | | | | | |
|-----------------------------|-----------------|-------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|-----------------|
| 八八 | 削除 | 七七 | 削除 | 七四 | 削除 |
| 中央自動車道西宮 | | 中央自動車道西宮 | | 中央自動車道西宮 | |
| 東八代郡境川村藤垈 | | 東山梨郡勝沼町大字藤井字三口神平五〇 | | 東山梨郡勝沼町大字 | |
| 字八乙女三、六二〇 | | 三番地の二先から東八代郡一宮町千米寺 | | 三番地の二先から東八代郡一宮町千米寺 | |
| ング工 | | 字新原六八三番地 | | 字新原六八三番地 | |
| パーク | | 先まで(下りパークリング)エリアの流入出路を除くエリア内 | | 先まで(下りパークリング)エリアの流入出路を除くエリア内 | |
| 車自動 | | | | | |
| 二〇 | | | | | |
| 高速 | | | | | |
| 昭和五七年五月二六日告示第五九 | 平成一八年五月二六日告示第五九 | 昭和五七年一二月一日告示第五一號 | 平成一八年五月二六日告示第五九 | 昭和五七年一二月一日告示第五一號 | 平成一八年五月二六日告示第五九 |
| 一一月二日 | | | | | |
| 一一七 | 削除 | 九一 | 削除 | 九一 | 削除 |
| 中央自動車道富士吉田線 | | 中央自動車道西宮 | | 中央自動車道西宮 | |
| 都留市川棚一七二番地の二先から都留市川棚二二一番地先ま | | 東八代郡境川村藤垈 | | 東八代郡境川村藤垈 | |
| 二〇〇メートル | | 四、一三七番地先まで(下りパークリング)エリアの流入出路を除くエリア内 | | 四、一三七番地先まで(下りパークリング)エリアの流入出路を除くエリア内 | |
| 車自動 | | | | | |
| 二〇 | | | | | |
| 都留 | 高速 | | | | |
| 告示月平成五年三月一八日 | 平成一八年五月二六日告示第五九 | 昭和五七年一二月一日告示第五一號 | 平成一八年五月二六日告示第五九 | 昭和五七年一二月一日告示第五一號 | 平成一八年五月二六日告示第五九 |
| 一一月二日 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| 一一四 | | | | | |
| 一一三 | | | | | |
| 一一二 | | | | | |
| 一一一 | | | | | |
| 一一〇 | | | | | |
| 一一九 | | | | | |
| 一一八 | | | | | |
| 一一七 | | | | | |
| 一一六 | | | | | |
| 一一五 | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|------------------|--------------------------|---|------------------|---------------------------|
| 一九〇 | 中央自動車道西宮線(上り)初狩パークイングエリア | 山梨県大月市初狩町下初狩一、三五五番地四先から山梨県大月市初狩町下初狩一、三七一番地二先まで(パークイングエリアから本線車道への流入ランプウェイ) | 一〇七削除 | 谷村パークイングエリアで(パークイングエリーア内) |
| 一九一 | 中央自動車道西宮線(上り)初狩パークイングエリア | 山梨県大月市初狩町下初狩一、三五五番地四先から山梨県大月市初狩町下初狩一、三七一番地二先まで(パークイングエリアから本線車道への流入ランプウェイ) | 一九二 | に改め、同表一八九の項の次に次のように加える。 |
| 一九二 | 中央自動車道西宮線(下り)初狩パークイングエリア | 山梨県大月市初狩町下初狩一、一四〇番地二先から山梨県大月市初狩町下初狩一、二八〇番地二先まで(パークイングエリアへ流出ランプウェイ) | 一九三 | を |
| 四〇メートル | 車自動 | 四〇メートル | 四〇メートル | |
| 四〇 | 高速 | 四〇 | 四〇 | |
| 平成二八年五月二六日号告示第五九 | 平成二八年五月二六日号告示第五九 | 平成二八年五月二六日号告示第五九 | 平成二八年五月二六日号告示第五九 | 第二号 |

| | | | |
|------------------|--|------------------|--|
| 九 | 増穂インターチェンジ(中)横断自動車道オランプウェイ)及び国道五号(増穂インターチェンジ入口交差点東側)から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先(上下線分離部)までの両側 | 一九三 | アから本線車道への流入ランプウェイ) |
| 一〇 | 中部横断自動車道(中部横断オートン・インター)及び増穂インターチェンジ(から山梨県南アルプス市十日市場一、五六三番地の三先まで)の両側 | 一九四 | 山梨県大月市初狩町下初狩一、四〇七番地二先から山梨県大月市初狩町下初狩一、二八〇番地二先まで(パークイングエリアへ流出ランプウェイ) |
| メートル八三〇 | メートル八三〇 | 四〇メートル | 四〇メートル |
| 車自動 | 車自動 | 車自動 | 車自動 |
| 終日 | 終日 | 四〇 | 四〇 |
| 高速 | 高速 | 高速 | 高速 |
| 平成二五年三月一八日号告示第三二 | 平成二五年三月一八日号告示第三二 | 平成二八年五月二六日号告示第五九 | 平成二八年五月二六日号告示第五九 |

| | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|--|---|--|--|
| に、 を に 改める。 別表第十中 | 一二 削除 | 一二 線 中央自動 車道西宮 | 一〇 中部横 断 自動車道 | 九 号（増穂 インター エンジン 取付道路 ） | を オフラン プウェイ （） |
| | | 東八代郡一宮町千米寺字积迦原六七四番地先（下り線积迦堂バー・キングエリア内バスストップ） | 山梨県南巨摩郡富士川町大柄五八九番地一先から山梨県南アルプス市十日市場一、五六三番地三先までの両側 | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、五六八番地二先（増穂インターチェンジ入口交差点東側）から山梨県南巨摩郡富士川町大柄二、九一三番地一先（増穂料金所）までの両側 | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、五六八番地二先（増穂インターチェンジ入口交差点東側）から山梨県南巨摩郡富士川町大柄二、九一三番地一先（増穂料金所）までの両側 |
| | | 石和 | 五、四 一〇メートル 自動 終日 高速 | ル メート 車 自動 終日 高速 | ル メート 車 自動 終日 高速 |
| | 告示第五 九号 | 昭和五七年一 月二日 告示第五 一号 | 平成二八年 五月二六日 告示第五 九号 | 平成二八年 五月二六日 告示第五 九号 | 平成二八年 五月二六日 告示第五 九号 |
| | 高速 平成二八年五 月二六日 告示第五 九号 | | | | |

| | | | | | | |
|--|------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|--|--|
| に 改め、 同表三九の項の次に次のように加える。 別表第十一中 | 一二 道西宮線 中央自動車 | 四〇 中央自動 車道西宮 （上り ハケ岳バ ー・キン グエリ ア） | 一二 削除 | 一九 削除 | 一二 線 中央自動 車道西宮 | 一九 中央自動 車道西宮 |
| | | 山梨県北杜市長坂町白井沢一、七五一一番地四先（上り線ハケ岳バス停留所） | | | 東八代郡境川村藤垈字御所山四、一〇一番地の二先（下り線境川バー・キングエリア内バスストップ） | 東八代郡境川村藤垈字八乙女三、五二二番地先（上り線境川バー・キングエリア内バスストップ） |
| | 迦堂バー・キン グ 先（下り線・ 積） | 自動車（路線 バス・道路維 持管理車両・ 交通取締関係 車両を除く） | 終日 | 高速 | 石和 昭和五七年一 月二日 告示第五 一号 | 石和 昭和五七年一 月二日 告示第五 一号 |
| | | | 高速 | 高速 | 石和 昭和五七年一 月二日 告示第五 一号 | 石和 昭和五七年一 月二日 告示第五 一号 |
| | | 平成二八年五 月二六日 告示第五 九号 | 平成二八年五 月二六日 告示第五 九号 | 平成二八年五 月二六日 告示第五 九号 | 平成二八年五 月二六日 告示第五 九号 | 平成二八年五 月二六日 告示第五 九号 |
| | 第一二号 | 平成五年三 月一八日 告示第一 二号 | | | | |

| 二八 | 二七 | 二八 | 二七 | 一〇 | 一〇 |
|--------|------------------|---|---|------------------|------------------|
| 削除 | 削除 | 中央自動車道西富線 | 中央自動車道西富線 | 削除 | |
| | | 東八代郡境川村大字藤垈字八乙女三、五四二番地先(上り線・境川パークイングエリア内・バス停留所、バス停)レーン) | 東八代郡境川村大字藤垈字八乙女三、五四二番地先(上り線・境川パークイングエリア内・バス停)レーン) | | |
| | | 自動車(路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く) | 自動車(路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く) | | |
| 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 |
| 高速 | 高速 | 石和 | 石和 | 高速 | 高速 |
| 平成二八年五 | 平成二八年五月二六日告示第五九号 | 平成五年三月一八日告示第一二号 | 平成五年三月一八日告示第一二号 | 平成二八年五月二六日告示第五九号 | 平成二八年五月二六日告示第五九号 |

| 別表第十三の次に次の一表を加える。 別表第十四 駐車禁止場所の指定 | 番号 | 道路名 | 区間 | 延長 | 対象 | 時間 | 署警察所轄 | 月二六日告示第五九号 |
|--------------------------------------|----|------------------------|------------------------|-----|----|----|--------------------------------|------------------|
| | 一 | 国道五二号(増穂イントンターチェンジ付道路) | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、五六八番地 | 三一〇 | 車両 | 終日 | 自動車(路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く) | 平成二八年五月二六日告示第五九号 |
| | | 二先(増穂インターチェンジ入口交差点東側) | から山梨県南巨摩郡富士川町大門二、九一三番地 | | | | | |
| | | 地一先(高速自動車国道始点)までの両側 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | |
|---------------|-----------|
| 発行者 | 山梨県 |
| 甲府市丸の内一丁目六番一号 | |
| 印刷所 | (株)サンニチ印刷 |
| 甲府市北口二丁目六番 | |
| | 四七〇 |